

# 自然科学研究機構分子科学研究所機器センター規則

平成19年3月30日  
分研規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第46条第2項の規定に基づき設置された自然科学研究機構分子科学研究所機器センター（以下「センター」という。）の組織運営について、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所規則（平成16年分研規則第1号）第3条の規定により定めるものである。

(設置目的)

第2条 センターは、分子科学分野及び関連分野の研究に必要な汎用性の高い装置及び機器を集中的に管理するとともに、分子科学研究所内外の共同利用に供することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、次の職員を置く

- 一 センター長
- 二 教授
- 三 准教授
- 四 上席研究員
- 五 主任研究員
- 六 助教
- 七 助手
- 八 技術職員及びその他の必要な職員

2 前項の第1号から第3号及び第5号に規定する職員は、分子科学研究所の研究領域の研究教育職員をもって充てる。

(運営委員会)

第4条 分子科学研究所に、センターの管理運営に関する重要事項を審議し、分子科学研究所長の諮問に応じるため、機器センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、分子科学研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。